

○沼津市戸田オートキャンプ場条例

平成17年3月29日条例第16号

改正

平成17年10月5日条例第41号

令和元年7月5日条例第41号

沼津市戸田オートキャンプ場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、オートキャンプ場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沼津市は、自然の中で健全なレクリエーション活動を実施する場を提供するとともに、観光の振興を図るため、オートキャンプ場を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場	沼津市戸田3908番地の13

(供用期間等)

第3条 沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の供用期間は、3月20日から10月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(使用の許可)

第4条 キャンプ場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可について市長は、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用の停止等)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は当該許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条第2項の条件に違反したとき。
- (3) その他管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定による停止、取消し等によって、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、キャンプ場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、キャンプ場の設置目的を達成するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

- (1) キャンプ場の利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) キャンプ場の効果的な管理を実現できること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条及び第5条の規定による使用の許可等に関する業務
- (2) 第6条の規定による使用の停止等に関する業務
- (3) キャンプ場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(利用料金)

第11条 市長は、指定管理者に、キャンプ場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲において、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 使用者は、前項の規定により定められた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、規則で定める基準に該当するときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用が終わったとき又は第6条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、キャンプ場内の施設等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(戸田村の編入に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、戸田村営オートキャンプ場の設置及び管理運営に関する条例（平成10年戸田村条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成17年10月5日条例第41号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市戸田オートキャンプ場条例第7条の規定によりその管理を委託されている沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場の管理については、この条例による改正後の沼津市戸田オートキャンプ場条例第7条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

付 則（令和元年7月5日条例第41号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

キャンプ場利用料設定上限額

施設	単位	金額
オートサイト	1サイト1泊につき	6,280円
キャンプサイト	1サイト1泊につき	3,140円
貸しテント	1張り1泊につき	5,230円

シャワー	3分間につき	200円
コインランドリー	1回につき	310円